

広 資 料 第 1 8 9 号
令 和 7 年 3 月 6 日
都 市 整 備 部 交 通 企 画 ・ モ ノ レ ー ル 推 進 課
市 民 情 報 提 供 資 料

多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に関する覚書の変更に
ついて

このことについて、東京都、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町及び多摩都市モノレール株式会社は、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸を行う場合に必要となる多摩都市モノレール株式会社への経営支援について、令和2年3月31日付広資料第195号でお知らせしました「多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に関する覚書」を一部変更し締結しましたので、別紙のとおりお知らせします。

「多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に関する変更覚書」の概要

- 1 変更覚書の締結日
令和7年2月20日
- 2 変更覚書締結者
東京都、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町及び多摩都市モノレール株式会社
- 3 変更概要
武蔵村山市及び瑞穂町が行う経営支援（多摩都市モノレール株式会社への貸付）

	変更前	変更後
貸付期間	35年間	削除
元 金	貸付から20年間は据え置き、 残る15年間の元金均等払い	貸付から令和36年度まで据え置き、その後30年間の元金均等払い